

災害事例
と
その対策
No.4

倉庫内で保管貨物(タイヤ)を手直し中、 パレットの上から転落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 発生場所 倉庫内
3. 被災者 運転者 男性56歳
4. 傷病名 急性硬膜下血腫（死亡）
5. 災害発生の概要

倉庫内で、保管貨物のタイヤをフォークリフトのフォーク上のパレットに乗り手直し中、タイヤが荷崩れし、同時に被災者もパレット上から転落して死亡。

6. 災害発生状況

- (1) 被災者は事故当日午前7時30分に出勤し、朝礼の後、荷であるタイヤの荷造り（梱包）作業及び4t車への積み込み作業を行った。
- (2) 午後はタイヤの出庫、整理作業を行っていた。この際、タイヤの荷崩れを手直しするため、フォークリフトのフォークにパレットを差し込み、この上に乗って整理作業をしていたと思われる。フォークリフトは角材で車止めがされていた。（ここからは被災者の単独作業であるため推測）
- (3) フォーク上のパレットは、地上約3.2mの高さにあり、被災者はパレットサポーター3段積の最上段に積まれていたタイヤ（約40kg/本）の手直し中であり、そのうち5本が崩れ、それと一緒に転落したと思われる。
- (4) 転落時、くずれ落ちてきたタイヤに押され、2段目のパレットサポーター（鉄製）の角に、右側頭部を強打したと思われる。
- (5) 被災時、本人は安全帽をかぶり、顎ひもで固定していた。
- (6) 発生時刻は、被災者の時計が2時15分で止まっていたことから推測した。

7. 原因と対策

この災害の主な原因は、高くリフトされたパレットの上に乗って荷（タイヤ）の手直し作業を行ったという作業方法自体の不安全性にある。

- (1) フォークリフトのパレット上に乗っての作業は行わない。梯子、架台等を使用する。
- (2) やむを得ずパレット上で作業するときは、安全帯を使用するか、または手すりや枠のついたパレットを使用する等して、墜落・転落防止に努める。
- (3) 高所におけるタイヤの荷崩れを手直しする、作業手順書を整備し、従事者に周知徹底させる。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

・第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

＊「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフトの転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

災害発生状況図

